

# 所有外資産について

令和 5 年 5 月 3 0 日  
総務省自治財政局財務調査課

# 今回の論点

論点1 所有外資産として国道・河川を計上する団体の範囲について（指定都市も対象とするか）

論点2 その他の所有外資産（国道・河川以外）を計上する場合の基準について

論点3 名称について（所有外資産から変更するか）

論点4 貸借対照表・初年度の純資産変動計算書の記載方法について

## <中間取りまとめ>

- ・ 所有外資産の定義（一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産）に照らすと、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川の他にも該当するものがあるが、管理権限のない、又は整備に係る費用を負担していない資産は所有外資産に該当しない（＝資産計上の対象とならない）。
- ・ 上記を考慮すると、治山施設、海岸等が所有外資産に該当するが、所有外資産の資産計上に当たっては、該当資産の価額等の精査・把握に係る実務負担が生じ、該当する資産を網羅的に把握しようとすることは実施可能性を損なうおそれがある。さらに、所有外資産の種類によっては、財務書類・指標に対する影響度が小さい場合もありうる。
- ・ 地方公共団体の実施可能性を考慮しつつ、一方で財務書類・指標への影響度を考慮し実態に近づけるという観点では、「重要性の原則」により優先順位を付けることが考えられる。

⇒ 財務書類・指標に対する影響度や団体の実施可能性を考慮し、重要性の原則を適用し、当該団体の資産総額に対する割合が大きいと考えられる、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を優先して計上すべき。（なお、都道府県は特に多くの指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を管理しており、財務書類・指標に対する影響が大きいと考えられる。）

⇒ ただし、それ以外の所有外資産についても、財務書類・指標への影響に応じて資産計上する（例えば、当該団体の資産総額に対して所有外資産が一定の割合を占める場合は計上対象とする）ことを妨げない扱いとすべき。

(参考) 論点 1・2 の射程

	都道府県	指定都市	市町村
指定区間外の国道	○ (必須)	<u>○ (必須)</u>	—
指定区間の一級河川・二級河川	○ (必須)	<u>○ (必須)</u>	—
その他の所有外資産	<u>△ (任意)</u>	<u>△ (任意)</u>	<u>△ (任意)</u>

論点 1 の議論の範囲

論点 2 の議論の範囲

## 論点1 所有外資産として国道・河川を計上する団体の範囲について

- 所有外資産として国道・河川を計上する団体には、指定都市も含めるか。

### 【結論の方向性】

- 指定都市においても、都道府県と同様に計上する。

### 【考え方】

- 指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川に係る法令上の管理権限は、都道府県と指定都市で同等である。
- 資産総額への影響度（= 所有外資産である国道・河川の価額／現在の資産総額）を推計すると、平均値では指定都市は都道府県よりも低いが、個別団体では都道府県を上回る指定都市もあることから、指定都市を一律計上しないとの整理は困難。

### ※ 資産総額への影響度推計

・ 都道府県	国 道	<u>最小 0.2%</u>	最大 39% (平均 18.1%)
	河 川	<u>最小 0.2%</u>	最大 30% (平均 11.3%)
・ 指定都市	国 道	<u>最小 0.2%</u>	<u>最大 14%</u> (平均 3.1%)
	河 川	<u>最小 0.0%</u>	<u>最大 1%</u> (平均 0.2%)

## 論点2 その他の所有外資産を計上する場合の基準について

- 国道・河川以外の所有外資産を計上する際の具体的な基準を設けるか。

### 【結論の方向性】

- 国道・河川以外の所有外資産の計上については、定量的な基準を設けない。

### 【考え方】

- 国道・河川以外の所有外資産としては、治山施設や海岸などがありうるが、実態としては、国道・河川と比べて資産総額に対する割合は極めて低いと考えられる。

※ 国道・河川以外の所有外資産の影響度（当該資産の価額／資産総額）

・ 秋田県

港湾：1.4% 空港：0.1% 土地改良施設：1.3% 治山施設等：1.4% 海岸：0.9%  
（国道・河川：46.8%）

・ 滋賀県

土地改良施設：0.9% 治山施設：3.9% 砂防施設：5.7%  
（国道・河川：32.7%）

（注）注記で明記している団体は上記2県のみ

- 具体的な数字で計上基準を定めると、各地方団体において、基準に該当しうる所有外資産の価額を一旦洗い出す必要があるため、地方団体の負担を考慮すると現実的ではない。
- 定量的な基準は設けないが、「各団体における財務書類や指標への影響に応じて計上する」といった記載はしてもよいのではないか。

## (参考) その他の所有外資産の具体例

### ・ 港湾：岸壁、緑地など

→ 港湾施設のうち、岸壁などの一部のみ国所有・地方公共団体管理。

規模の大きい横浜港が所在する横浜市においても、所有外資産となる護岸・岸壁の価額の割合は資産総額に対して約0.1%と小さく、他の都市における港湾についても影響度は小さいと考えられる。

### ・ 空港：特定地方管理空港

→ 全国では、秋田空港、旭川空港、帯広空港、山形空港、山口宇部空港の5空港のみ。

いずれも秋田空港と同規模、かつ設置時期が古いため、減価償却が進み現存価額は小さいと推定。

### ・ 土地改良施設：排水機場、農業用ダム、樋門など

### ・ 治山施設：治山ダム、保安林(防災林)造成、地すべり防止施設など

### ・ 砂防施設：堰堤、床固、地すべり防止施設など

### ・ 海岸：護岸、防砂堤、離岸堤など

→ いずれも全国的に一定程度存在すると考えられ、資産総額にする割合も秋田県や滋賀県と同様に小さいと推定。

## 論点3 名称について

- 「所有外資産」という名称を変更するか。

### <これまでの議論（委員意見）>

- ・ 所有外資産という名称と具体例が、既に自治体職員の中で認識されているのであれば、今の名称のままで良いという印象。一方で、一般的な読み手側の住民や議会にはわかりづらいことが懸念されるため、当該資産が何を指すのかについて注記に記載することで、読み手に説明する対応をセットにしてはどうか。
- ・ 所有外資産という名称は、行政コスト計算書の補助金等の明細でも出てくるため、対象範囲を広く考えている人もいる。例えば、単に補助金を出しただけで、他団体の所有資産を、所有外資産のように取り扱うところもある。そのため、定義を明確にし、ミスリードを防ぐ必要がある。

### 【結論の方向性】

- 「所有外管理資産」と名称変更する。

### 【考え方】

- 現在の「所有外資産」という名称は、従来公会計に携わってきた者には一定の認知度があるものの、「所有外」という言葉だけではどのような資産が含まれるのか不明瞭で、特に一般の住民、議員にとっては概念がわかりづらい。
- 今回新たに計上する資産の定義を踏まえ、「管理」という言葉を追加し、「所有外管理資産」としてはどうか。

#### ※ 中間取りまとめにおける所有外資産の定義

都道府県管理の国道のように、一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産（以下「所有外資産」という。）

# 論点4 貸借対照表・初年度の純資産変動計算書の記載方法について

○ 所有外管理資産を貸借対照表・純資産変動計算書においてどのように計上するか。

<これまでの議論（委員意見）>

- ・ 所有外資産の開始残高を算定すると純資産が大きく増えるが、純資産変動計算書における取扱いは検討が必要。金額的な影響が大きいため、別科目で計上し、併せて注記を行うのがよいのではないかと。
- ・ 別科目にすると、システム改修が生じるおそれがあるが、ほぼ開始年度だけしか使わない科目の新設は、みな嫌がるのではないかと。「その他」に含めて計上し、注記する形でもよいのではないかと。

## 1 貸借対照表について

### 【結論の方向性】

○ 所有外管理資産を計上する新たな表示科目を設ける。

### 【考え方】

○ 所有外管理資産は、所有していない資産を計上するという点で、従来計上していた有形固定資産とは性質が異なる。

○ そのため、新たな表示科目を設け、所有外管理資産の価額を明示することが適当ではないか。

○ なお、所有外管理資産に主となる国道・河川はインフラ資産と性質が同じであるため、インフラ資産の後、物品の前に表示してはどうか。

科目		金額	科目		金額
【資産の部】			【負債の部】		
固定資産			固定負債		
有形固定資産			地方債		
事業用資産			長期未払金		
土地			退職手当引当金		
立木竹			損失補償等引当金		
建物			その他		
建物減価償却累計額			流動負債		
工作物			1年内償還予定地方債		
工作物減価償却累計額			未払金		
船舶			未払費用		
船舶減価償却累計額			前受金		
浮橋等			前受収益		
浮橋等減価償却累計額			賞与等引当金		
航空機			預り金		
航空機減価償却累計額			その他		
その他			負債合計		
その他減価償却累計額			【純資産の部】		
建設仮勘定			固定資産等形成分		
インフラ資産			剰余分(不足分)		
土地					
建物					
建物減価償却累計額					
工作物					
工作物減価償却累計額					
その他					
その他減価償却累計額					
建設仮勘定					
物品					
物品減価償却累計額					
無形固定資産					
ソフトウェア					
その他					
投資その他の資産					
投資及び出資金					
有価証券					
出資金					
その他					
投資損失引当金					
長期証券償還権					
長期買付金					
基金					
減価基金					
その他					
その他					
徴収不能引当金					
流動資産					
現金預金					
未収金					
短期買付金					
基金					
財政調整基金					
減価基金					
棚卸資産					
その他					
徴収不能引当金					
資産合計			純資産合計		
			負債及び純資産合計		

「所有外管理資産」(仮)を追加



## 2 純資産変動計算書について

### 【結論の方向性】

- 計上開始時のみ、過年度の所有外管理資産の価額を記載する表示科目を新たに設けることを基本とする。
- ただし、システム改修しなければ計上できない等の事情があれば、「その他」に計上し、所有外管理資産の額を注記することも妨げない。

### 【考え方】

- 「その他」に計上する場合、過年度分の所有外管理資産は価額が大きいため、初年度のみ「その他」の価額が大きく増加することとなる。年度間の比較を適切に行う観点から、別途表示科目を追加して明記するのが適切ではないか。
- ただし、地方公共団体の負担も考慮し、例外的な取扱いも認めてはどうか。
- なお、公表する財務書類にのみ新たな表示科目で表示することも可能であり、必ずしも科目追加に係るシステム改修の必要はないと考えられる。

(単位: )

科目	合計	固定資産等形成分	
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高			
純行政コスト(△)			
財源			
税収等			
国県等補助金			
本年度差額			
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額			
無償所管換等			
その他			
本年度純資産変動額			
本年度末純資産残高			

「その他」の上に、  
「過年度分の所有外管理資産」  
(仮)を追加

## 【参考】地方公共団体の意見について

- 所有外管理資産の計上に当たっての負担感など一部の団体に聞き取りを行ったところ、以下の意見があった。

### <都道府県・指定都市（所有外資産について注記あり）>

- ・ システム改修が必要だが、既に所有外管理資産の価額は把握しており、その他追加の作業負担はほぼないと思われる。
- ・ 所有外管理資産の価額は他の資産と同じく取得価額（整備の際に支出した額）としており、その中から注記の記載のために拾い上げているため、資産計上するとしても追加で特別な作業負担はないと思われる。

### <都道府県・指定都市（所有外資産について注記なし）>

- ・ 所有外管理資産の選別、棚卸し作業、過去の所有外管理資産の支出額を調べることに時間とコストがかかることが想定される。また、所有外管理資産に関する科目の設定、仕訳登録時に財務書類に反映する等のシステム改修費用がかかる。
- ・ 所有外管理資産の定義が明確であれば、市内で何が所有外資産に該当するか調べることは可能。また、対象資産の整理方法（どの項目を資本的支出とするか等）が定まっていれば今後の支出額の把握は対応可能だが、支出額の観点から資料を整理していないため、過去分の計上は困難。

⇒ 実態との乖離解消のためには、全ての所有外管理資産の価額を正確に計上する必要は必ずしもなく、価額の把握に多大な労力がかかる場合には、例えば、再調達価額による等の簡便な計上方法も許容すべきではないか。

### <一般市>

- ・ 計上するとした場合、今まで資産形成に繋がる負担金として計上してきたものを資産として計上する必要があり、事務フローの見直し、マニュアルの改訂、システムの設定変更など、相当の労力を要する。国道・河川以外の所有外管理資産の計上が任意であれば計上しない方針。